

神栖市条例第 号

神栖市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第5条第2項において「令」という。）で使用する用語の例による。

（開示請求の手続）

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（開示決定等の期限に関する特例）

第4条 市の機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」と、「同条第1項」とあるのは「神栖市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年神栖市条例第 号）第4条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

（開示請求に係る手数料等）

第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において市の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様

とする。

(訂正請求の手続)

第6条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(訂正決定等の期限に関する特例)

第7条 市の機関が訂正決定等をする場合における法第94条第1項及び第95条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「同条第1項」とあるのは「神栖市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年神栖市条例第 号）第7条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(利用停止請求の手続)

第8条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止決定等の期限に関する特例)

第9条 市の機関が利用停止決定等をする場合における法第102条第1項及び第103条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「同条第1項」とあるのは「神栖市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年神栖市条例第 号）第9条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止に伴う個人情報保護に関する経過措置)

第2条 次に掲げる者に係る神栖市情報公開条例（令和 年神栖市条例第 号）付則第3条の規定による廃止前の神栖市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成11年神栖町条例第1号。以下「旧条例」という。）第23条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第4号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧個人情報の取扱いを行う旧条例第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧個人情報の取扱いを行う旧実施機関の職員であった者
- (2) この条例の施行の際現に旧条例第15条第4項に規定する指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者又はこの条例の施行前において当該業務に従事し

ていた者

- (3) この条例の施行の際現に旧条例第22条第1項の委託を受けた業務に従事している者又はこの条例の施行前において当該業務に従事していた者
- 2 この条例の施行の日前に旧条例第24条第1項若しくは第2項、第25条又は第25条の2の規定による請求がされた場合における開示（これに係る旧条例第31条に規定する費用負担を含む。）、訂正、削除、目的外利用の中止及び利用停止については、なお従前の例による。
- 3 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された行政文書であって特定の旧個人情報データを電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 4 第1項各号に掲げる者が、職務上知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 5 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 6 旧条例第22条第1項の規定による受託業務を行い、又は指定管理者として指定を受けた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して第3項又は第4項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。
- 7 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
- 8 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。